

退職手当の調整額の計算等に関する規則

(平成18年 3月29日組合規則第1号)

改正 平成19年10月 1日組合規則第3号

平成20年 3月31日組合規則第2号

平成22年11月26日組合規則第4号

令和 5年 2月28日組合規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、市町村職員退職手当条例（昭和35年組合条例第1号。以下「条例」という。）第9条の4に規定する退職手当の調整額等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(調整額の算定対象から除外する休職月等)

第2条 条例第9条の4第1項に規定する休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書きに規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間又は地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（当該休業期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと加入市町村の長（熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年熊本県指令市町村第16号）第3条第1号に掲げる事務を共同処理する団体の長をいう。）が認めた場合に該当するものを除く。）により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 当該休職月等

(2) 育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務（地方公務員の育児休業に関する法律第10条の規定による育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をいう。）により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等 退職していた者が属していた条例第9条の4第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間にあった休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が

同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない場合にあつては当該休職月等

- 2 条例第10条第7項に規定する高齢者部分休業期間を取得したことのある月（以下「部分休業月」という。）は、退職した者が属していた職員の区分が同一の部分休業月にあつては職員の区分が同一の部分休業月ごとにそれぞれその最初の部分休業月から順次に数えてその高齢者部分休業取得合計時間を232.5で除して得た数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある部分休業月、退職した者が属していた職員の区分が同一の部分休業月がない部分休業月にあつては当該部分休業月とする。

（特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）

第3条 退職した者の基礎在職期間に条例第8条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第9条の4第1項及び次条の規定の適用については、その者は組合長の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していた者とみなす。

（1） 職員として引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員

（2） 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員（当該従事していた職務が組合長の定めるものであったときは、組合長の定める職務に従事する職員）

（職員の区分）

第4条 条例第9条の4第3項に規定する組合規則で定める職員の区分は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表イ又はロの表の右欄に掲げるその者の当該各月における当該各月における区分に対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

（調整月額に順位を付する方法等）

第5条 前条後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

- 2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間

の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に組合長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年組合規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年組合規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の退職手当の調整額の計算等に関する規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年組合規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第4条関係)

イ 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	組合長の定めるもの
第2号区分	1 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた一般職の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)に準じて定められた組合市町村の職員の給与に関する条例(以下「平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例」という。)の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの 2 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち組合長の定めるもの 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合長の定めるもの
第3号区分	1 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の行政職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの 2 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち組合長の定めるもの 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合長の定めるもの
第4号区分	1 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の行政職

	<p>給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち組合長が定めるもの</p> <p>3 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>4 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>5 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合長の定めるもの</p>
第5号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の行政職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>3 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの</p> <p>4 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>5 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合長の定めるもの</p>
第6号区分	<p>1 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の行政職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>2 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の行政職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち組合長の定めるもの</p> <p>3 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち組合長の定めるもの</p> <p>4 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち組合長の定めるもの</p> <p>5 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>6 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合長の定めるもの</p>

第7号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の行政職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの 2 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の行政職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち組合長の定めるもの 3 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち組合長の定めるもの 4 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち組合長の定めるもの 5 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの 6 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合長の定めるもの
第8号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の行政職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの 2 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の行政職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち組合長の定めるもの又は4級若しくは5級であったもの 3 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち組合長の定めるもの 4 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち組合長の定めるもの又は3級若しくは4級であったもの 5 平成8年4月以後平成18年3月以前までの給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち組合長の定めるもの又は3級であったもの 6 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合長の定めるもの
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

備考 組合長は、第1号区分から第8号区分の項各号の規定において、組合長の定めをしようとするときは、加入市町村の長と協議をするものとする。

医療職については、国家公務員退職手当施行令を準用する。

ロ 18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第1号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年4月1日以後適用されている給与法に準じて定められた組合市町村の職員の給与に関する条例（以下「平成18年4月以後の給与条例」という。）の行政職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する級が10級であったもの 2 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち組合長の定めるもの 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合長の定めるもの
第2号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する級が9級であったもの 2 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち組合長の定めるもの 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合長の定めるもの
第3号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表（一）の適用を受けていた者でその職務の級が8級であったもの 2 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち組合長の定めるもの 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合長の定めるもの
第4号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表（一）の適用を受けていた者でその職務の級が7級であったもの 2 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち組合長の定めるもの 3 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する級が8級であったもの 4 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する級が7級であったもの 5 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合長の定めるもの
第5号区分	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表（一）の適用を受けていた者でその職務の級が6級であったもの 2 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの 3 新条例適用日以後の給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する級が6級又は7級であったもの 4 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する級が6級であったもの

	5 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合長の定めるもの
第6号区分	<p>1 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表（一）の適用を受けていた者でその職務の級が5級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表（二）の適用を受けていた者でその職務の級が5級であったもののうち組合長の定めるもの</p> <p>3 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち組合長の定めるもの</p> <p>4 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する級が5級であったもののうち組合長の定めるもの</p> <p>5 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する級が5級であったもの</p> <p>6 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合長の定めるもの</p>
第7号区分	<p>1 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表（一）の適用を受けていた者でその職務の級が4級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表（二）の適用を受けていた者でその職務の級が5級であったもののうち組合長の定めるもの</p> <p>3 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち組合長の定めるもの</p> <p>4 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する級が5級であったもののうち組合長の定めるもの</p> <p>5 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表（三）の適用を受けていた者でその属する級が4級であったもの</p> <p>6 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合長の定めるもの</p>
第8号区分	<p>1 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表（一）の適用を受けていた者でその職務の級が3級であったもの</p> <p>2 平成18年4月以後の給与条例の行政職給料表（二）の適用を受けていた者でその職務の級が3級であったもののうち組合長の定めるもの又は4級であったもの</p> <p>3 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち組合長の定めるもの</p> <p>4 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表（二）の適用を受けていた者でその属する級が2級であったもののうち組合長の定めるもの又は3級若しくは4級であったもの</p> <p>5 平成18年4月以後の給与条例の医療職給料表（三）の適用を</p>

	受けていた者でその属する級が2級であったもののうち組合長の定めるもの又は3級であったもの 6 前各号に掲げる者に準ずるものとして組合長の定めるもの
第9号区分	第1号区分から第8号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

備考 組合長は、第1号区分から第8号区分の項各号の規定において、組合長の定めをしようとするときは、加入市町村の長と協議をするものとする。

医療職については、国家公務員退職手当施行令を準用する。